



神戸市の最低賃金

神戸大学 経済経営研究所
助教 明坂 弥香

現在、神戸市の若手研究者を対象とした研究助成「大学発アーバンイノベーション神戸」の支援の下、「大都市における最低賃金の引き上げが周辺地域に与える影響の分析」という研究課題に取り組んでいる。今回のコラムでは、最低賃金に関して神戸市が直面する状況を説明し、関連する近年の最低賃金研究について、自身の頭の整理をかねてまとめる。

最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者がその水準以上の賃金を支払うことを義務づける制度である。厳密には、最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」の2種類が存在する。地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業所で働くすべての労働者を対象とする。一方、特定最低賃金は、特定の都道府県における特定の産業に従事する労働者を対象とする。使用者は両者のうち高い方の最低賃金水準を順守する必要がある。ただし、特定最低賃金の対象労働者が非常に限定的であるため、一般に「最低賃金」と言う場合は、地域別最低賃金を指すことが多い。

地域別最低賃金は、都道府県のランク付けと引き上げ額の目安の提示という過程を経て、毎年見直しが行われる。まず、各都道府県は、一人当たり所得や一世帯当たり消費額などの経済指標をもとに、A～Cの3ランク（2023年10月までは4ランク）に分類される。現在、東京及びその近隣県、愛知県、大阪府が最高水準のランクAに、兵庫県はランクBに分類されている。次に、このランクに基づき、厚生労働大臣の諮問を受けた中央最低賃金審議会が引き上げ額の目安を提示し、その目安に従って各都道府県の地方最低賃金審議会が具体的な最低賃金額を決定する。

2008年の最低賃金法の改正において、最低賃金額に生活保護基準との整合性を確保することが明文化されたことを契機に、地域間の最低賃金額の差が広がった。この改正は、2000年代に入って顕在化した、最低賃金額が生活保護支給額を下回るといいういわゆる「逆転現象」への対応を目的とするものであった。この法改正後、ランクAの地域においては最低賃金の大幅な引き上げが継続的に実施され、それ以外の地域（ランクB、C）との賃金水準の格差が拡大してきた。例えば、ランクAの大阪とランクBの兵庫の最低賃金を比較すると、法律改正前の差は30円ほどであったが、60円を超えるまでに拡大した。

その結果、神戸市では最低賃金額と生活保護基準との非整合性が生じている。最低賃金制度

の下、兵庫県は県全体の平均的な経済指標に基づきランク B に分類されている。これに対し、神戸市は生活保護の給付水準の基礎となる生活水準・物価水準の指標（級地区分）において、全国 6 段階中の最上位に位置付けられている。この級地区分は大阪市と同等である。このような生活水準の高さを踏まえ、神戸市では独自の最低賃金の導入が検討されているそうである。

自治体独自の最低賃金と言え、神戸市の姉妹都市でもあるアメリカ・シアトル市の事例がある。シアトルの事例は、最低賃金引き上げを行なった自治体及び周辺への影響を考える際に役立つだろう。シアトル市の最低賃金は、「Fight for \$15」というニューヨークのファストフード店の労働者によるストライキに端を発した労働運動を受け、2014 年にシアトル市長および市議会が最低賃金を時給 9.47 ドルから 15 ドルまで段階的に引き上げる条例を可決したことによって始まった。その後、最低賃金の引き上げによって経済全体に深刻な悪影響は見られなかったとの専門家の評価もあり、自治体独自の最低賃金制度が全米各地へと波及する契機となった。

ところが、近年ではこうした楽観的な見解に対して再考を促す研究も現れている。ワシントン州の行政データを用いた Jardim et al. (2022) は、既存の集計分析は雇用への影響を誤って評価している可能性があることを指摘した。彼らの分析によると、継続雇用確率に変化はなかったものの、特に経験の浅い労働者において労働時間の大幅な減少が見られ、低賃金職への新規採用も減少するという、経済学の教科書通りの現象が報告されている。

さらに周辺地域への波及効果に意識を向けると、企業の参入・退出への影響に着目した Dharmasankar and Yoo (2023) は、シアトル市が独自の最低賃金導入を発表した 1-2 年後から、小売業・接客業を中心にシアトル市への事業所参入が減少した一方、周辺地域への事業所の参入が増加したことを報告している。一方、シアトル市を含めた都市単位の最低賃金の波及効果に焦点を当てた Jardim et al. (2024) は、局所的な最低賃金の引き上げによってその周辺地域でも賃金の上昇、労働時間の短縮等、最低賃金の引き上げを行ったのと同様の効果が発生することを指摘した。

翻って、日本国内に目を向けると、大幅な最低賃金の引き上げを経験したランク A の都府県においてはどのような影響が観察されるのか、また、神戸市を含む周辺都市にはいかなる波及効果が及んでいるのかを慎重に検証する必要がある。神戸市が独自の最低賃金制度の導入を検討するにあたっては、こうした国内外の先行事例に学びつつ、腰を据えた政策評価と議論が必要だろう。

【参考文献】

- ・ Jardim, E., Long, M. C., Plotnick, R., Van Inwegen, E., Vigdor, J., & Wething, H. (2022). Minimum-wage increases and low-wage employment: Evidence from Seattle. *American*

Economic Journal: Economic Policy, 14(2), 263-314.

- Jardim, E., Long, M. C., Plotnick, R., Vigdor, J., & Wiles, E. (2024). Local minimum wage laws, boundary discontinuity methods, and policy spillovers. *Journal of Public Economics*, 234, 105131.
- Dharmasankar, S. & Yoo, H. (2023). Assessing the main and spillover effects of Seattle's minimum wage on establishment decisions. *Regional Science and Urban Economics*, 99, 103865.